

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

かまがやしけんこうふくしぶしゃかいふくしか
鎌ヶ谷市健康福祉部社会福祉課

1 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条に基づいて、国が暮らしに困っている世帯に対してその状況に応じて必要な金銭給付等を行い、最低限度の生活を保障する制度です。また、その世帯が自分の力で生活できるよう支援を行います。なお、日本国籍を有しない方は生活保護を受けられませんが、適法な在留資格のある方に限り、生活保護に準じた取扱いをします。また、この権利は憲法第11条で保障されています。

2 保護の原則

(1) 申請保護の原則

生活保護の申請ができるのは、本人、扶養義務者又は同居の親族です。ただし、暴力団員については保護の要件に満たないものとしてこの制度を利用することはできません。

(2) 基準及び程度の原則

最低生活費は、国において決定された基準により決められます。この最低生活費のうち、あなたの世帯では賄うことができない需要を補う程度において、保護が行われます。

(3) 必要即応の原則

保護は、年齢・世帯構成・所在地・健康状態等の個人または世帯ごとの実際の需要の違いにより、それぞれに必要な保護を有効かつ適切に行います。

(4) 世帯単位の原則

同居している全員をひとつの世帯として保護を行います。ただし、特別な事情がある場合は、同一世帯から一部の人だけを保護することもあります。

3 生活保護を受けるまえに

生活保護は、皆さんの持っている資産や能力を活用していただくなど、最善の努力をすることを要件に行われます。それでも生活ができない場合に、相談をしてください。

(1) 持っている能力を活用してください。

働ける人は、その能力に応じて一生懸命に働いてください。

(2) 持っている資産は活用してください。

預貯金や生命保険、貴金属類などは生活のために活用してください。自動車や住むのに必要でない不動産（土地、建物）は、原則として、生活保護決定後に処分していただくことになります。

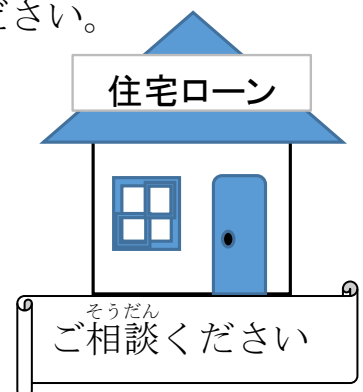
(3) 扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）からの援助に努めてください。

(4) 年金や各種手当など、他の制度で活用できるものがあれば、すべて活用してください。

(5) 負債があるときは弁護士や司法書士に相談してください。

保護費から借金を返済することは、原則として認められませんので、債務整理や破産手続き等を検討してください。

同様に、住宅ローンが残っている不動産に住んでいる場合、保護費で住宅ローンを返済することは原則として認められませんので、何か事情があるときは相談をしてください。



4 生活保護が決まるまで

そう だん
相 談

生活保護の相談は、本人、扶養義務者又は同居の親族がおいでください。生活に困っていることなど、具体的にお話しを伺います。立ち入ったこともお聞きしますが、他の人にも漏らすようなことはありません。

しん せい
申 請

申請は社会福祉課の窓口で受け付けています。来所して申請できない特別な理由があるときは、ご相談ください。

ちょう さ
調 査

面接調査・・・訪問して家族のことや住宅のこと、仕事のことなどをお聞きします。

扶養調査・・・扶養義務者(親、兄弟姉妹、子ども等)からの援助について原則として文書により調査します。

※扶養義務者であっても援助が期待できない場合やDV・虐待により居所を知られたくない場合等には、扶養調査を行わないこともあります。特別な事情がある場合には、ご相談ください。

資産調査・・・預貯金、生命保険、不動産、自動車等の資産の状況について調査します。

病状調査・・・担当の医師から病気やケガの状態について聞きます。

けっ てい
決 定

※その他、必要に応じて調査を行います。

5 生活保護の決定

あなたから提出された書面や各種調査結果によって、生活保護の受給の可否について審査します。

生活保護制度は、一緒に生活している方すべてをひとつの世帯として、国が定めた世帯の「最低生活費」と世帯のすべての「収入(給与、

ねんきん て あ しおく など くら ふそく せいかつひ など おぎな
 年金、手当て、仕送り等) 」とを比べて、不足する生活費等を補う
 せいど
 制度です。したがって、生活保護費は世帯によって異なり、収入や
 せたいこうせい へんどう
 世帯構成によっても変動します。

【保護が受けられる場合】

さいていせいかつひ
最低生活費

せたい しゅうにゅう ほごひ
世帯の収入 保護費

(最低生活費 > 世帯の収入)

【保護が受けられない場合】

さいていせいかつひ
最低生活費

せたい しゅうにゅう
世帯の収入

(最低生活費 < 世帯の収入)

つうじょう しんせい かい ない ちようさ じかん よう にち
 通常、申請から14日以内(調査に時間を要したときは30日
 くない せいかつ ほご しんさけ つか つうち
 以内)に生活保護の審査結果が通知されます。

6 生活保護の種類

せいかつ ほご しゅるい
 生活保護には、次の種類があります。なお、各扶助には、それぞれ
 きじゆん げんどがく き せたい じようきよう おう
 基準(限度額)や決まりがあります。また、世帯の状況に応じて、
 かくしゅかさんきん しきゆう
 各種加算金が支給されることがあります。

せいかつ ふじよ いしょく た にちじよう せいかつひ
 生活扶助・・・衣食、その他の日常生活

ざいたくしゃ にゅういんかんじやなど きじゆん こと
 ※在宅者と入院患者等では基準が異なります。

じゅうたくふじよ ひつよう やちん こうしんりよう ちだい
 住宅扶助・・・必要な家賃や更新料、地代

きょういくふじよ ぎ む きょういく ひつよう きゅうしょくひ がくようひんだい
 教育扶助・・・義務教育に必要な給食費や学用品代

いりようふじよ いりようきかん じゆしん ひつよう ひよう
 医療扶助・・・医療機関など受診するのに必要な費用

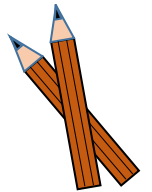
かいごふじよ かいご りよう ひつよう ひよう
 介護扶助・・・介護サービスを利用するために必要な費用

しゅっさんふじよ しゅっさん ひよう
 出産扶助・・・出産の費用

せいぎょうふじよ ぎのう み しごと つ ひよう
 生業扶助・・・技能を身につけたり、仕事に就くための費用や、

こうとうがっこうなど しゅうがくひ
 高等学校等の就学費

そうさいふじよ かそう ひよう
 葬祭扶助・・・火葬の費用



〇〇免許

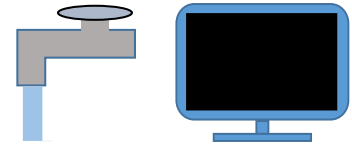
※一時的な扶助・・・特別な事情がある場合、被服費、家具什器費、各種



交通費、就労自立給付金、進学準備給付金等の
臨時的な扶助がありますので、必要なときは相談
をしてください。

7 保護を受けているとき認められていること（権利）

- (1) 正当な理由がなければ、既に決定された生活保護を変更されることはありません。
- (2) 生活保護により支給されたお金などに税金はかかりません。
- (3) 生活保護により支給されたお金や生活保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。
- (4) 水道料金やNHKの放送受信料等については、減免措置を利用できます。



8 保護を受けているとき守らなければならないこと（義務）

生活上の義務

- (1) 働ける人は能力に応じて働いてください。制度上、働ける仕事があるのに、これに就かないことは、原則として認められません。何か事情があるときは、相談をしてください。
- (2) 病気のために働けない人は、医師の指示に従って治療し、一日も早く治し、働けるように努めてください。
- (3) 支給されたお金は計画的に使い、より良い生活ができるよう努めてください。
- (4) 保護を受けている期間は、原則として自動車（オートバイ及び原動機付自転車も含まれます。）の運転が禁止されます。
- (5) お金を借りた場合は、原則として収入とみなされますので、生活が苦しいときは必ず相談してください。

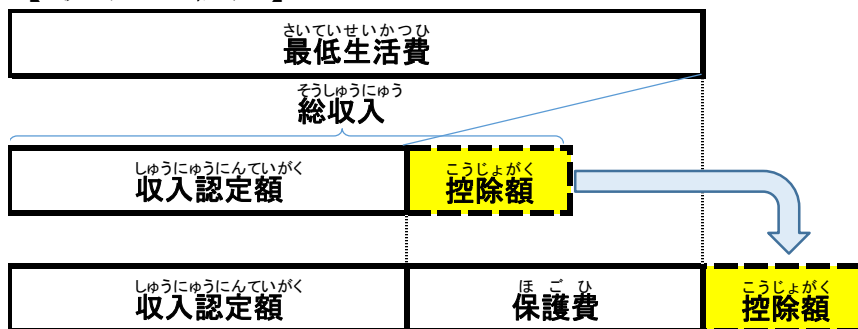
- (6) 適正な生活保護を行うために、訪問調査や指導・指示をしますが、これらには必ず従ってください。
- (7) 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

届出の義務

下記の場合は、速やかに届け出てください。

- (1) あらゆる収入（給料、賞与、年金、手当、仕送り、養育費、宝くじの配当金、借入金等）があった場合。
- ※原則として、最小限度の実費や必要経費を除き、収入の全額が世帯の収入として認定されますが、勤労収入や臨時的な収入等については、控除が認められる場合があります。これにより、最低生活費より多くのお金を手元に残せます。

【収入の認定】


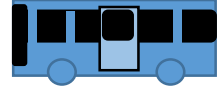


高校生のアルバイト収入についても届出が必要です。保護費の計算は世帯全員の収入から行います。個人で得た収入であっても世帯の生活費として使用しなくてはなりません。

高校生のアルバイト収入については、未成年者控除が認められるうえ、修学旅行費やクラブ活動費等の就学に必要なと判断される最小限度の額を収入として認定しない取扱いをすることも可能ですので、必ず申告をしてください。

- (2) 仕事を始めるとき、辞めるとき。
- (3) 住所を変えるとき。家賃、地代が変わるとき。
- (4) その他生活状況、家族の人に変わったことがあったとき
(出生、死亡、結婚、妊娠、転出入、入退院、入退学等)。

9 病院にかかるとき

- (1) 保護の決定後、病院を受診する際には、 「医療券」が必要になるため、福祉事務所まで来て
ください。申請中の場合は医療券を交付できないため、診療
依頼書を交付します。
- (2) 生活保護の指定を受けていない病院を受診した場合、実費を
支払わなければならないことがあります。
- (3) 同じ症状で2カ所以上の病院にかかることは、原則として
認められません。
- (4) 健康保険証(国民健康保険証を除く。)をお持ちの方は、社会
保険を利用して病院に受診していただくため、事前に申し出て
ください。また、自立支援医療制度や他の法律で利用できる制度
は、生活保護よりも優先して利用してください。
- (5) 移送に関する費用(通院費)については、最小限度の日数、
経済的かつ合理的な経路及び交通手段の限りにおい
て支給できるため、事前にご相談ください。
- (6) 病院から処方される医薬品については、後発医薬品(ジェネ
リック医薬品)の使用が原則となります。

10 介護を受けるとき

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の人で脳血管疾患
等の特定期疾病があり、自力で生活を維持することが困難なときは、介護

にんてい う かいご りよう
認定を受けて、介護サービスを利用することができます。

※65歳未満の方で、障害者手帳を所持していて、障害福祉サービス
が利用可能な場合には、障害福祉サービスが優先されます。

1 1 ほごひ へんかん 保護費の返還

- (1) しゅうにゆう しんこく いつわ しんこく
収入があるのに申告をしなかったり、虚りの申告をして
ほごひ う ふせい しゅだん もち ほご う
保護費を受けたり、不正な手段を用いて保護を受けたときは、
しきゅう ほごひ かえ せいかつほごほう
支給された保護費を返していただくだけでなく、生活保護法また
けいほう しょぼつ
は刑法により処罰されることもあります。
- (2) ねんきん てあ そきゅう う せいめいほけん かいやくきん
年金や手当てを遡及して受けたとき、生命保険の解約金や
ほけんきん う と こうつうじこ じだんきん ほしょうきん う と
保険金を受け取ったとき、交通事故の示談金や補償金を受け取
ったときなどは、しきゅう ほごひ かえ
支給された保護費を返していただきます。
- (3) ふくしじむしょ ちょうさ みしんこく しゅうにゆう ほつかく ばあい しんこく
福祉事務所による調査で未申告の収入が発覚した場合、申告
してあれば認められた必要経費の控除等が認められない場合があ
ります。なお、しゅうにゆうじょうきょう まいとしちょうさ
収入状況について毎年調査していますので、
かなら せいかく しゅうにゆうきんがく しんこく
必ず正確な収入金額を申告してください。

1 2 ほご けつてい ふふく にほんこくせき かた 保護の決定に不服があるとき（日本国籍の方）

せいかつ ほご けつてい しんせいきやつか へんこう ていし はいし およ じつし かん
生活保護の決定（申請却下・変更・停止・廃止）及び実施に関する
しょぶん ふふく ばあい ちばけん ちじ たい ちょうしゅうきん けつてい かん
処分に不服がある場合は千葉県知事に対して、徴収金の決定に関する
しょぶん ふふく ばあい かまがやしちょう たい けつてい し ひ よくじつ
処分に不服がある場合は鎌ヶ谷市長に対して、決定を知った日の翌日か
ら3カ月以内に しんさせいきゅう
審査請求をすることができます。ただし、しょぶん
のあったひ よくじつ ねん けいか しんさせいきゅう
た日の翌日から1年を経過したときは審査請求をすることができませ
ん。なお、にほんこくせき ゆう かた しんさせいきゅう とりあつか こと
日本国籍を有しない方は審査請求について取扱いが異なり
ますので、そうだん
相談してください。

にほんこくけんぽう
日本国憲法

だい じゅう きほんてきじんけん
第11条 基本的人権

こくみん きほんてきじんけん きょうゆう さまた けんぽう こくみん
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に
ほしょう きほんてきじんけん おか えいきゅう けんり げんざいおよ
保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び
しょうらい こくみん あた
将来の国民に与えられる。

だい じゅう せいぞんけんおよ こくみんせいかつ しゃかいてきしんぼこうじょう つと くに ぎむ
第25条 生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務

こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 こく せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしょうおよ こうしゅうえいせい
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生
こうじょうおよ ぞうしん つと
の向上及び増進に努めなければならない。

令和4年5月1日 改訂

そうだんまどぐち
相談窓口

〒273-0195

かまがやししんかまがや ちょうめ ばん ごう
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

かまがやしそうごうふくしほけん かい
鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階

けんこうふくしぶ しゃかいふくしか ほごがかり
健康福祉部 社会福祉課 保護係

TEL : 047-445-1141 (だいひょう)